

# クラウドファンディング活用支援補助金

## 資金調達・顧客獲得をお考えの皆さまへ

クラウドファンディングを活用して資金調達を行った場合、リターンのプレミアム分を補助します。

今後の事業継続や新たな顧客獲得にご活用ください！

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内に事業所を有し、サービス業又は小売業を主に営む会社又は個人</li><li>・市税を滞納していないこと</li></ul> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けている方は対象になりません。</p>
対象事業	<p>プロジェクトが成立し、資金調達を達成した事業で次の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・設立後2年以上を経過し、直近1年間でクラウドファンディングによる資金調達の成立実績を有するクラウドファンディング事業者のサービスを利用するもの</li><li>・令和2年4月7日以降にプロジェクトの募集を開始し、令和2年5月18日から令和2年12月31日までにプロジェクトの募集期間が終了するもの</li></ul>
対象経費	<p>【対象となる経費】</p> <p>リターンとして、支援者ごとの支援額に一定額を上乗せした額の商品又はサービスを支援者に提供する場合の当該上乗せ額。 (イメージ)</p> <p>飲食店の場合、5,000円の支援に対し、6,000円分の食事券を返礼品とすると、1,000円分の上乗せ額(プレミアム分)が対象経費となる。(支援額に100分の20を乗じた額を上限とする。)</p> <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・利用手数料、振込手数料</li><li>・リターンに係る経費(印刷費、送料など)</li><li>・プロジェクトの広報に要する経費(webサイト制作費等)</li><li>・消費税 など</li></ul>
補助金額	対象経費の <b>10 / 10</b> (上限額 <b>20</b> 万円) (1,000円未満は切捨て)
注意点	<ul style="list-style-type: none"><li>※ プロジェクトの募集期間が終了した日から起算して30日以内に、補助金等交付申請書(様式第1号)のほか、必要書類を添えて提出する必要があります。</li><li>※ 交付決定後、補助事業の遂行上、必要と認められるときは、概算払いにより補助金を交付することは可能ですが、実績報告時に、上乗せ額(プレミアム分)を含めて、支援者にリターンが実行されたかを確認します。</li></ul>

### 申請から交付までの流れ

#### プロジェクトの募集期間後

##### 交付申請書提出

- 事業計画書
- 収支予算書
- 誓約書
- 代表者の本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート)
- 資金調達を達成したことが確認できるウェブページ等の写し
- 市税確認承諾書
- (法人の場合) 登記事項証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)
- (個人の場合) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し

交付決定

概算払い  
補助金等  
請求書

補助金交付

#### 支援者へのリターン完了後

##### 実績報告書提出

- 事業報告書
- 収支決算書
- プロジェクトの実施を確認できる書類 など

補助金額確定

##### 補助金等請求書提出

- 補助金等請求書
- 支払口座振替依頼書

補助金交付

申請期間  
プロジェクトの募集期間が終了した日から起算して  
30日以内

詳細や申請様式は加古川市HPから

加古川市クラウドファンディング

検索

【問合せ・提出先】加古川市 政策企画課  
〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000  
Tel 079-427-9765(直通) Fax 079-424-1370  
E-mail: seisaku@city.kakogawa.lg.jp  
HP <http://www.city.kakogawa.lg.jp/>



# よくあるご質問

既にクラウドファンディングを始めている場合は対象となるのですか？

当補助金は、緊急事態宣言が出されて以降の経済情勢の悪化に伴い緊急経済対策として実施するため、4月7日以降にプロジェクトを開始したもので、補助金交付要綱の施行日以降に募集期間が終了するものは補助対象となります。

目標金額を達成しなかった場合は対象にならないのですか？

目標金額に達しなくても、All-In方式を選択し、プロジェクトが成立して資金調達できたものであれば、補助対象となります。

金額の確定前でも補助金の全部又は一部を交付することができるのですか？

本補助事業は、事業者の資金調達に資することも目的としており、補助事業の遂行上必要と認められるときは、先に補助金を交付することができます。ただし、実績報告時に、上乗せ額(プレミアム分)を含めて、支援者にリターンが確実に実行されたかを確認のうえ、必要に応じて精算を行う必要があります。

プレミアム分以外(チケットの印刷代・送料など)も対象経費にならないのですか？

本補助事業は、事業者の資金調達に資することも目的としており、申請内容の審査等も含め、手続きを円滑に進めるため、補助対象経費を絞っています。なお、各事業者において、補助対象外の経費も踏まえ、目標金額を設定されており、(提供される商品又はサービスの価格や原価にもよりますが)調達した資金の中から費用は捻出できるものと考えています。

返礼品として送付されるチケットは紙でないといけないのですか？

支援額に一定額を上乗せた額で商品やサービスを購入できるのであれば、媒体は特に指定しておりません。